



## 次回補正に向けた記載方針について

### <記載の基本方針>

廃棄物埋設施設が有する全ての設備について申請書に記載するとともに、現行制度に合わせた書き方に適正化する。また、1号廃棄物埋設地と2号又は3号廃棄物埋設地で異なる記載がある場合で、補足する程度で記載できるものについてはまとめて記載することとする。

#### 今後の記載方針

##### 添付書類五

- ・本文の構成を踏まえた構成とする。
- ・以下、1号、2号及び3号廃物埋設施設の個別事項とし記載する。  
二、廃棄物埋設地